

後続発話からみた「理由要求表現」の考察

裴 秀 營

1. はじめに

これまでの談話研究において、相手に「理由」を問う表現が感情的な意味合いを含むことばとして認識されることはなかった。たとえば、例(a)のA3にある「なぜ」を含む表現は、相手に論理的な理由説明を求めている^{注1}。

(a) {法廷で検察官(A)が新しい精神鑑定人(B)を反対尋問している時、次のような発話があった。}

A1: {起訴前の簡易精神鑑定書を} どのように思いましたか?

B2: 多重人格は非常に誤診されやすい病気であることを再認識しました。

A3: では、なぜ、あなたに交代人格が見えて、最初に鑑定した医師には見えなかったのでしょうか?

B4: 多重人格者は、自らの意志で、別の人格に変わって見せたりはしないからです。 【39】

一方、例(b)は理由を求める論理的な意味合いよりも、相手を責めるという感情的な意味合いが強いものである。

(b) {うつ病の妻(A)が興うつ剤を服用した。薬が効きすぎて急に笑い転げる。気味悪く思った夫(B)がやめると平手打ち。殴られた妻(A)は泣き始め、夫(B)の次のような発話があった。}

B1: {うんざりして} よせよ……泣くなよ。おれが悪かったよ……。

A2: どうして優しくないの? どうして乱暴なの?

B3: 悪かったよ。……悪かった……誤るから……な、瑞穂(A)、悪かった! 【春】

このように、相手の発話に「なぜ・ナンド・ドウシテ」という疑問を投げかけることは、個人の思考内容を追及するという執拗さから対人関係の危険信号になり兼ねない。特に、理性の緊張が途切れた感情的な場面に表出され

るということはこの種の表現の日常的な頻出を妨げる何らかの制限になるものとする。

しかし、日常生活を営む上で理由を必要情報として求める場面は数多くあるはずである。そこで、送り手が「ナゼ・ナンデ・ドウシテ」という疑問詞を含む表現を避けることに着目した。つまり、言語形式上の工夫を凝らすことでとりあえずこの種の表現から連想されるしつこさを回避しつつ送り手の必要とする情報が得られるからである。

本稿は、後続する受け手の発話を手がかりに、言語形式上では理由を要求していないものの、意味的には理由要求になっている表現をとりあげ、送り手が直接的な表現をどのように回避しているのかを考察するものである。

2. 概 観

2.1 「理由要求表現」

ここで「理由要求表現」とは、「当該場面にかかわる物事がなりたっているすじみちを情報として求める言語表現」を指している。ただし、「ナゼかといえば～・ドウシテかという～」などは自問自答形式であるため対象に含まない。また、「ドウイウコト・ドウイウ意味」などメタ言語的な表現も送り手の表現意図を問題にしているため対象から外した。

理由要求表現の典型は、上にあげた例(a)(b)のような「ナゼ・ナンデ・ドウシテ」などの疑問詞が使われているものである¹⁴²。今回は、典型的な理由要求表現が使われていない場合にしばって調査を行う。

2.2 調査の手順

テレビや映画のシナリオにみられる会話を採集し、後続する受け手の発話内容から結果的に理由要求表現であると認められる発話を対象とする。これは受容者意図としての理由提示を理由要求表現の認定条件とすることを表す。

とりあげる送り手の発話が特定の文脈において指し示す意味内容を分類する。これは、表現者意図としての理由要求がどのような場合に表出するかを明らかにするためである。また、その際の言語形式を考察することで、送り

手が直接的な理由要求表現を回避する手立てを示す。

2.3 結 果

今回、採取した用例を分類してみると、送り手が典型的な理由要求表現を用いず理由を情報内容として求めるのは、次の4つの場合であることが明らかになった。

- (1) 相手との前提認識に疑問を抱いた場合
- (2) 相手との事実認識に疑問を抱いた場合
- (3) 相手の実質行動に疑問を抱いた場合
- (4) 相手の意識自体に疑問を抱いた場合

まず、個々のやりとりでは個別的な状況が成立するための前提となる事実が存在する。しかし、前提となるはずの物事のすじみちに疑問を抱いた場合、送り手は理由を問うことになるだろう。また、相手の事実認識に何らかの矛盾を感じた送り手が自分の予想通りにならない理由について聞き返すことも考えられる。いずれにしても、(1)と(2)は両者間の決め事において一方が感じてしまった疑問の解決にかかわる。

また(3)の場合は、相手の行動における矛盾を問いたすものであり、(4)は相手の意識そのものに疑問を投げかけるものである。以下、用例をみながら理由要求表現について具体的な考察を進めていきたい。

3. 考 察

3.1 理由を要求する発話の意味内容

(1) 相手との前提認識に疑問を抱いた場合

両者間で約束や決め事が成立しているにもかかわらず守られなかったことに疑問を感じた送り手が、前提となる事実を確認する用例をあげてみる。

例1. {嫁の家族と同居している息子(A)のところに親父(B)が転がりこんだ。ある日、息子(A)は親父(B)が泊まっている部屋に入っていつて次のように言う。}

A1: 親父さん……

B 2 : あん? 帰ったか、絃(A)。

A 3 : {必死に怒りを押え} 今日で、もう十日目だろう?

B 4 : {Aの表情を見て、それと察し} 分かった、分かった。あと二三日
待ってくれ。 何とかするけん。 【春】

失踪した親父Bが突然現れ息子Aは大変戸惑う。しかし、1週間という短い予定なら迷惑でもなかろうと滞在を許した。ところが、酒とギャンブル漬けの毎日に閉口する一方、いつまで経っても帰ろうとしない。A 3の地の文にもあるように、Aの心情は穏やかでない。かろうじて理性を保ちつつも彼が問いただしたのは滞在予定の日がちがだいぶ遅れていることの確認であった。つまり、予定は7日までという前提が崩れてしまったことの理由を求めている発話と考えられる。

また、「なんでまだ帰らない?」という理由要求が非難めいた表現になるのに比して、A 3は前提認識を確認するだけに留まっている。最も、典型的な理由要求表現が使われていないことから、A 3の発話は理由を要求することより前提を履行してほしいという願望が強く現れているものと考えられる。しかし、すでに起きてしまった義務不履行から、B 4の発話には新たな前提を提案し、いい訳を述べる表現がみられる。

(2) 相手との事実認識に疑問を抱いた場合

用例2は病院内での携帯電話使用禁止という事実疑問を感じた患者Aが、自分が入院しているのは外科病棟であり厳禁というほどまでの理由はないと判断していることを相手の看護婦Bにぶつけているものである。

例2. {身体を動かすことのできない患者(A)が看護婦(B)に電話を使った
いとの旨を申し出、携帯電話を依頼した後の発話である。}

B 1 : 病院内は携帯は禁止なので……。

A 2 : ……じゃあ、公衆電話まで運んでってくれよ。

B 3 : 動かすのはちょっと……

A 4 : ここはそんな精密機械を使ってるの?

B 5 : いえ……あの向こうの病棟以外はそんなに厳密にダメって訳じゃな

いんですけど……あまりここからここまではダメとか細かくいつち
やったらめんどくさいので全部病院内は禁止してるんですよ。【ア】

B 5の発話が単なる精密機械をつかっているか否かの受け答えになっていないことに注目したい。A 4の発話が病室でどうしても携帯電話を使ってはいけない理由があるかという情報を要求しているからこそ、規則として全館禁止になっている旨の説明が提示されているのである。

事実認識の食い違いから理由を求める用例をもうひとつ示す。また、この用例3では、前提認識の確認も同時にみられた。

例3. {骨折で入院中の老母が、痴ほう症発作を起こした。呼ばれていった息子夫婦(A、B)に婦長(C)は次のような提案をする。}

C 1: その事ですけど、お身内の方がいらっしゃったらお伺いしようと思
ってたんですが……どなたかお付になりますか? {顔を見合わせ
るAとB}

A 2: あの……付添いが要るんでしょうか。

B 3: 完全看護と規則書に書いてありましたが……。

C 4: お役所からの命令で、一応、建前はそういう事になってますけど、
お宅のおばあちゃんみたいに、夜半に騒ぐ患者さんは付添いさん
がいないと……。 **【黄昏】**

C 1の発話の後、妻Aと夫Bが顔を見合わせる。これは、二人の人物が同時に第三者の反応に対して「どうして?」という疑問が沸いたことを示すときによく見かける非言語行動である。しかし、ワケがわからないことを直接表現する相手が世話をしてもらっている婦長さんとなれば、対面上都合が悪い。そこで、工夫された表現としてA 2とB 3の発話があげられる。前者のAは先行する婦長の発話を受けて「その必要性があるか」で「なぜ付添いが必要か」ということを問うものであり、後者Bは前提となる規則書を引き合いにその必要のないことを示し、理由説明を求めているのである。いずれも用例1から3までにある前提認識と事実認識は、両者間に成立すべき認識の矛盾を送り手が確認することで間接的に理由を問うものである。

(3) 相手の実質行動に疑問を抱いた場合

次の用例4は、すでに起きている相手の実質行動について理由を問うものである。たとえば、A1では「なぜ」を「何しに」と行動の目的を問う形で問いただし、A3の発話では「なぜ電話をしない」ということを「電話をすれば」という例示で表している。

例4. {借金取りに追われている宮川は旧友の夫(A)を頼りにした。しかし、夫(A)は、自分の女友達のところに宮川を預ける。預け先、つまり女友達の家に、妻(B)が追いかけて来た。そのとき、夫(A)の次のような発話があった。}

A1: 何しに來たんだ。

B2: {昨日まで居候だった宮川の手回り品を差し出し} 宮川さん…電気カミソリ…充電中のまま忘れていらっしやったから…歯ブラシも…。

A3: {不快} …そんな物…電話をすれば誰かを取りに行かせるだろ。

B4: こちらに何度かお電話したのですが、通じなくて。 【我等】

以前、この女友達と親しい関係にあったことから夫Aにとって妻Bの出現は複雑なものである。A1は驚きも混じったかのような言語行動だが、それを知っていてか、B2は自分の行動における必然性を「～から」で説明している。それでも、A3は妻が直接出向いたことを喜ばず、さらなる理由を求め、B4も負けずと正当な理由を提示する。

この用例にあるA1やA3の発話を「ナゼ・ナンデ・ドウシテ」という理由要求表現の典型例に書き換えてみると相手の行動を責めている感情がより強く現れるだろう。しかし、非言語的な情報を無視したかぎり、言語表現上の字義通りの解釈も可能なのは典型的な理由要求表現を用いないことの効用であると考えられる。つまり、典型的な理由要求表現を用いず理由を求めることは情報の受け手側にその解釈をゆだねることになるため、送り手にはうまい逃げ道になるのである。その一例として用例5をあげる。

例5. {鑑定人(A)の調査依頼を刑事(B)が黙殺した。鑑定人(A)は仕方なく直接調べるため現場に行く。ところが、その場所に刑事(B)がいた。}

A1: ?!

B 2 : {ソファでタバコを吸っている}

A 3 : {隣に離れて腰を降ろし} こっちの方で何か事件ですか？

B 4 : ……皮肉のつもりか。

A 5 : ……素朴な疑問です。 {そこへ人が入る} 【39】

いうまでもなく刑事Bは例の件で調べに来ていた。Aの要請を黙殺したことがあるにもかかわらず姿を現した刑事に当然疑問を感じるAであるが、「なぜここに来たのか」とはいわず、実質行動を間接的にとりあげている。つまり、別件で来ていることを前提に聞くことでAは以前、自分の要請をBが取り下げたことを忘れていない旨が相手に伝わるのである。結局、B 4は自分がその場に現れた理由を知っているの質問であるとA 3の意図を察し、間接的であるが故にそれを皮肉とする。しかし、A 3はあくまでもBの実質行動に触れているだけなのでA 5のように意味を履き違えているのは貴方であると解釈の問題に逃げるのできるのである。

(4) 相手の意識自体に疑問を抱いた場合

相手の実質行動によって引き起こされる疑問があれば、相手の意識自体がその対象になることもある。意識とは思考内容を含む人間の内側に焦点を合わせているものである。つまり、(3)と(4)は我々が他人の行動や思考において生じた疑問を解決するものということができる。

たとえば、用例6の発話B 1から連想される理由を「ナンデ？」と直接聞かないまでもA 2のように例示することでその理由の説明が具体化する場合があげられる。

例6. {躁うつ病で施設に通っているBはそこである男性に片思い中である。}

友達Aとの雑談で次のような発話があった。}

B 1 : わたし、作業所 {施設} をやめようと思うの。

A 2 : 片思いが辛いから？

B 3 : そうなの、胸がつぶれそうになって、突然かれに抱きつきたくなっちゃうの、ソーが消えてウツばかりになっちゃうの。 【生】

B 1は、自分の病気を治すために通っている施設を辞めると宣言している。

この種の宣言を受けた人間はたいてい始末に戸惑うだろう。しかし、友達Bは、あれこれ考えるまでもなく、発話B 1が出てくるまでの流れから察して、理由として考えられるものを取りあえずあげてみる。B 3は「そうなの」でA 2に同意し、具体的に自分の病気にどのような悪影響を与えているかについて説明している。

上述の用例2から5は社会的な関係に基づく待遇上の表現を意識したものであるが、用例6は親しい間柄における発話である。ここでは、後者の場合でもやはり「ナゼ、ナンデ、ドウシテ」といった典型的な理由要求表現が用いられなかったことを確認した。これは、会話の円滑な運営にひとつの示唆を与える。つまり、発話者が心境の変化を宣言する事自体、その理由を自ら提示しないかぎり相手から問われることは充分予想できるはずである。これには相手に理由を察してほしいという送り手の期待、あるいは聞かれたら答えるという送り手の消極的な対応の姿勢が伺える。注目すべきは、受け手の対応である。典型的な理由要求表現を用いることは、送り手の消極性に付け込むことになるが、理由を例示することは送り手の期待に応えることになるのである。送り手を困らせることより、期待に応えることがより円滑な運びとなるのは言うまでもない。

以上、送り手が典型的な理由要求表現を用いず受け手に理由を求めるのは、上記の4つのパターン、すなわち両者間の前提や事実認識にズレを感じた場合と相手の行動や意識に疑問が生じた場合であることを確認した。

また、それぞれの用例からは、典型的な理由要求表現が使われていない送り手の発話が理由を説明する後続発話を引き起こしていることも確認された。特に、用例1と4にあるように、理由要求表現が不快状況^{注3}と共に誘発されることは興味深い。また、典型的な理由要求表現を避けることで送り手の発話は不愉快、非難などの感情的な意味合いが軽減されていることも注目すべきである。それは、用例2、3のような対人関係の配慮が介在する場合の発話に運用されていることが裏付けになるだろう。さらに、用例5で示したように、受け手の解釈に依拠する理由要求表現は感情的な情報や執拗さを回避

できるものと考えられる。

3.2 言語形式の手法

ここでは、上述した理由要求表現がどのような言語形式で現されているのかを考察し、典型的な理由要求表現を回避する手立てを示したい。

(1) とりたてる（事実指摘）

受け手にかかわる現状や事実をとりたてることが理由要求表現になっている例をあげる。これは、言語形式上、情報を要求するようなものではない。しかし、とりあげられた事実が受け手に関するものである以上、送り手は知っている旧情報以外の新しい情報を要求しているものと受け手は感じ取るのである。用例7は面接を行っている場面での発話である。

例7. {面接官(A)、履歴書を見ている。}

A1: 同じとこ一回辞めて、また勤めてはんねんな。

B2: し、しっかり勤めさせて顶きました。

A3: そうでつか。

【鬼】

用例7は、A1が辞めた理由を求めているものであるにもかかわらず、Bにはその理由を話したくない事情があるので、字義通りの意味として受けているものである。しかし、B2の応対には不自然さが残り、そのため送り手は理由を答えられない事情があるものと察することになるだろう。

ある事実をとりたてて発することは、送り手の意識にその事実が引っかかっていることを意味する。その引っかかりを疑問や意外さであると解釈するから、受け手は理由要求であるにとることになるのだろう。言い換えれば、平叙文で事実を指摘することが理由を求める表現としての働きがあるものと考えられる。

(2) 聞き返す（事実指摘）

疑問文による事実の指摘も理由提示を引き出せる手法になる。

例8. {湖の見えるホテルの庭で話している女(A)と男(B)。女(A)、水鳥

を見ながら、}

A 1 : あ、跳ねた。

B 2 : 雨が降るのかな。

A 3 : 雨が降ると、跳ねるの？

B 4 : そう。虫が水面低く飛ぶから。

【身】

B 2 の思考過程に追いつけない A 3 は、その論理性をなぞるような形で聞き返す。すると、B 4 は雨が降ると虫が水面低く飛び、それを餌にしている水鳥も水面を跳ねることになるという B 2 の理由を具体化してくれる。用例 9 も Y/N 疑問文で理由を求めているものである。

例 9. {ホテルの一室、男(B)が服を着始める。}

B 1 : 風呂、行ってくるわ。

A 2 : ……服着て入るの？

B 3 : 風呂屋や。

【暮】

ホテルに設けられた風呂場に入るためには服をぬぐはずだが、なぜか相手は逆の行動をとる。服を着るという現状を指摘し、自分の受け取り方でいいのかを問いかけることは、もし正しくなければその因果関係を説明せよ、との意味になる。だからこそ、バスルームではなく銭湯にいくからだという理由提示を引き出してくれるのである。

前項の(1)が平叙文の形式で情報を要求しているものである反面、(2)は疑問文の形式で情報を問いかけている。言語形式上、受け手に働きかけるという面では前者よりも後者の方が顕在的であるといえよう。しかし、いずれも理由を情報として要求する働きがあるには相違ない。

(3) たずねる (予測不可)

疑問文でも「何」という疑問詞が代用される例をあげたい。理由要求表現の典型例には「ナゼ・ナンデ・ドウシテ」という疑問詞が使われるが、不定詞はそれに近いものがある。特に、不定詞が継起する動詞に注目したい。

例 10. {料理屋で男(B)と女(A)が話中。二人は各自の友人を介して知り合った。男(B)は学生時代、刑務所に服役し、そのため正座する癖

がある。女(A)がそのことについて触れる。}

A 1 A : まだ正座? {すると、Bは椅子の上に正座してみせる}

A 1 B : 何をしたの、刑務所って?

B 2 : 現住建造物放火、凶器準備集合、不退去、公務執行妨害、傷害。

【身】

例 11. {店主(綾)は友人(B)に店を任せて渡米したが、一時帰国している。

しかし、店には顔を出さないでいる。友人(B)に店員(A)が次のような発話をする。}

A 1 : 綾 {店主} さん、何してるんですか?

B 2 : ニューヨークばけ。忙しいときに来るって。

【身】

用例 10 の「何をした」は「なぜ刑務所に入ったか」に、用例 11 の「何をしている」は「なぜ来ないのか」の言いかえであると考えられる。要するに、刑務所に入ったという事実と、店主が来ないという事実に関しては承知であるが、何があったからそのような結果になるのかという因果関係について送り手は予測不可能なのである。このように、旧情報としての事実以前の新情報をたずねることは、その事実を引き起こした理由をたずねることを兼ねる、といえる。ただし、理由要求になるか否かが受け手の受容次第であることはいうまでもない。

言語形式の手法としては、上記の(1)(2)に比して(3)の方が、求めている情報が明らかに新情報であるため、受け手は理由要求をより喚起しやすいものと思われる。

(4) 例示する (予測可)

最後に、予測した理由が送り手の発話にみられる言語形式をあげる。つまり、送り手は相手の意識において疑問に思うところを自ら回答を見出し、予測した理由を例示するのである。たとえば、次の用例 12 をみたい。

例 12. {法事で親戚が集まった。どこからか雄鶏の鳴く声。その時の発話である。}

C 1 : ねえ、あの鶏、さっきから鳴いてるけど、どこの鶏?

B 2 : うちのだよ。お父さんが飼ってるんだよ。

A 3 : 卵を産ませるために？

D 4 : 趣味なの。

【春】

都会の街で聞こえる鶏の鳴声に不自然さを感じた親戚はまずC 1で鶏の所在地を聞く。B 2の答えを聞いて、なぜ養鶏場でもないのに都会で鶏を飼うのだらうと不審に思ったA 3は、自分で考えた結果、理由と思われる事柄をひとつ例示することでその情報に関する真偽を問う。するとD 4には正しい理由が説明されるのである。このように、予測した理由を発話に盛りこみ、例示することは、正しい理由説明を引き出す働きがあるものと思われる。A 3には「～ため」という目的や因果関係を示す表現があるため、受け手は明確に理由要求ととることができるだろう。用例6にあった「片思いが辛いから」もこの例示のパターンに分類することができる。

4. おわりに

これまで言語形式上、理由を求めているが受け手が解釈する意味からは理由を求められている表現をとりあげ、表出するパターンを抽出し、さらに言語形式上の特徴を明らかにした。

その結果、典型的な理由要求表現を用いず意味的に理由説明を要求する場合は、不快、非難といった感情的な情報が軽減されること、換言すれば理由要求表現を用いることによる感情的な情報を排除しようとする場合は、言語形式を戦略的に変えられることがわかった。

また、理由要求表現から感情的な意味合いが連想されるのは、往々にして不快状況の下でこの種の表現が頻出することが一因になっているものと考えられる。したがって、良好な対人関係を志向する場合、理由を問う行為自体が忌避されるのではないかと思われる。

対人意識を持ちつつけるよう迫られる場合は、意味上の理由要求表現にみられたように、典型的な理由要求表現を避けつつ言語形式上の工夫を凝らすことで必要とする情報を得ることは可能である。たとえば、平叙文のとりたてや疑問文による指摘、また不定詞の使用や例示などが確認された。特に、

不定詞の疑問文使用には注目したい。要するに「ドウシテ」かを追及するのは私が思う結果の追及であるが、「ナニ」で表されるのは行為者の過程をとりあげているものである。これは、発話者の主体性よりも行為者の主体性を重んじる、つまり他者中心の思考が表れているものとして興味深い。

なお、採取した用例からは非言語行動としての沈黙が理由を要求するものとして働くことが確認されたが、紙幅の制限上、詳細は稿を改めることにしたい。

注

- 1 すべての用例は資料から採取したものである。{ }の中には、状況の理解を助けるための説明、地の文などを補足した。便宜上、登場人物はABCなどに修正し、発話者が交代することを算用数字で表した。なお、末尾の【 】に出典を示す。
- 2 典型的な理由要求表現については、「言語行動における『理由要求表現』の考察—典型例の詳細と感情的な情報について—」にまとめ、現在投稿中である。
- 3 裴秀營（2000）「対人関係から生じる〈不快状況〉における言語表現—感じ手の発話内容を例に一」『早稲田大学文学研究科紀要 45』を参照。

資料出典

97 年鑑代表シナリオ集、映人社（1998）／鬼火【鬼】／うなぎ【鰻】／身も心も【身】
98 年鑑代表シナリオ集、映人社（1999）／一生、遊んで暮らしたい【暮】／がんばって
いきましょい【頑】／学校Ⅲ【学】
99 年鑑代表シナリオ集、映人社（2000）／39 刑法第三十九条【39】／あ、春【春】／生
きたい【生】／アドレナリンドライブ【ア】
テレビドラマ代表作選集 1998 年版、日本脚本家連盟／黄昏【黄昏】
テレビドラマ代表作選集 1997 年版、日本脚本家連盟／我等の放課後【我等】

参考文献

石黒 圭（1997）「理由の予測—予測の読みの一側面—」『日本語教育 96 号』創栄社

尾崎善光 (1996)「発話をもたらす対人効果の研究(2)―発話機能を軸とした分析―」
『国立国語研究所報告集 17』

杉戸清樹他(1992)「『誤解』のメカニズムの記述をめざして」『日本語学 V11』明治書院

野元菊雄 (1983)「言語行動学入門」『日本語学』7月号、明治書院

ホリー・ザトラスキー(1993)『日本語の談話の構造分析―勧誘のストラテジーの分析―』くろし
お出版

茂呂雄二編(1997)『対話と知』新曜社

(ペ スヨン)